

平成25年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月25日 午前10時00分		
	散 会	9月25日 午前11時19分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	石 川 清 友	3	内 間 利 三
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課長	島 袋 隆 則	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	教 育 長	新 城 敦	代表監査委員	山 城 清 光
	学校教育課長	田 港 朝 津	総務課主幹	當 山 清 巳
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課長	金 城 正 明		
	経済課長	小那覇 安 隆		

平成25年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成25年9月25日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	認 定 第 1 号	平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑
2	認 定 第 2 号	平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	質 疑
3	認 定 第 3 号	平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑
4	認 定 第 4 号	平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	質 疑

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「認定第1号 平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

まず、決算認定について質疑に入る前に、監査委員の決算審査意見書について質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 平成25年第3回今帰仁村議会定例会にあたり、平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算意見書が届いておりますので、これ質疑というよりは、ちょっと確認をしたいと思います。せっかく代表監査委員もみえておりますので、審査意見書2ページのほうに、総括として、平成24年度歳入歳出決算の状況が報告されております。これを見ますと、平成22年からずっと比べてみたわけですが、今年に関しては特に執行率のほうに、かなり落ちているなというふうに感じております。特に一般会計と特別会計の4会計のすべての中で、後期高齢者会計以外は、全部執行率が減で、一番高いので86%と10ポイントほども下がっております。これは一般会計のいわゆる歳入歳出の収支差としては、1億7,000万円ということで、黒字ではあるんですが、一般会計と国保会計、水道会計、後期高齢者、いわゆる特会を合計した会計の差額ですね。いわば企業でいえば連結決算となろうかと思いますが、その差額は去年は4,100万円ほどの黒字でした。今年が9,157万8,000円余りの赤字ということで、特会のほうが大きいんじゃないかと思うんですが、これまでの3年間ではあまりなかったような会計の年度になっております。この件について、特に監査委員から所見がございましたら、説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 代表監査委員。

○ 代表監査委員 山城清光君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

平成24年度の歳入歳出決算の状況の中で、トータルで歳出執行率が88.4%、前年は96.53%でありましたが、その中で特に今回目につくのが国保会計が歳出が19億5,500万円、歳入で17億円で差額がマイナス2億5,300万円余りについてであります。これについては、特別会計、皆さんの10ページになるかと思いますが、特別会計、国保会計の中で、収支状況の中で、一応述べております。その中で一番赤字になった大きな要因といたしますか、それについては、医療費の伸びが相当あります。これは医療費が約15%、前年度と比べて15%の伸びがあるということが、大きな要因だと認識しております。

そして水道会計については、収入が8億2,800万円余り、そして支出が8億3,700万円余りで、差し引きで925万5,000円余りの赤字になっております。それについては、今、本管の布設をしているということで、その中で本管からメーターまでは、ほとんど今は家庭内、敷地内に入っているということで、それを一応は表に出すということで、これは単独事業でやったということで、その分が大きな要因として赤字が計上されているということであります。

そういうことで、国保については、皆さんの予算書の中でもおわかりだと思いますが、想定よりも歳出の配分の予算が多いということがあって、必然的にそういった赤字という状況がこの何カ年間続いているわけですが、果たしてそのままでいいのかどうか。結局、負担と支出のアンバランスが出ているのではないかと認識をしております。そういうことで当局にも一応、指摘しているのは、そういった収入、支出の

アンバランスをぜひ改善していただきたいと監査意見として述べさせていただきました。

そういうこの2つが大きな要因で、取り組む問題として指摘している状況であります。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 監査委員の説明、大変わかりやすかったと思います。今ここの2ページにも今の裏付けとなる国保と水道が特別に大きな赤字ということであります。これはよく理解できております。全体にこの決算審査のあり方についてなんです、毎月の定例監査から、そして8月の年間の監査ですね。ご苦労さんであります。それで毎年この冊子ですね、見ているんですが、監査講評等のあり方なんです、決算の概要から審査意見、それからむすびというところまで、この二、三年ずっと見てきたわけですが、ひな形が大体同じものに数字をかえて提案をしていると。それはそれで手法としてはいいと思うんですが、やはりこの真ん中あたりにこの3年間の実質収支とか、あるいは経常収支の比率というものも出してありますが、特に経常収支については、平成22年から3年間、どんどんポイントが上がってきておまして、70%を切ると町村ではちょっと要注意というところが今、今年は83にまで上がってきております。それはそれでだんだん悪くなっているというのは、よく理解しておりますけれども、この意見書のあり方として、むすびとか、あるいは審査講評、去年も一昨年も努力を要するとか。そういうふうに書かれておるんですが、もうそろそろもう少し、強い言葉で当局に勧告、勧告とまではいかないと思いますが、監査から適切ないわゆる提言といいますか、その方法も変えたほうがいいんじゃないかと。ずっと同じような書き方はそれしかないと思いますが、その中に少し去年とは違うんだということを、当局に提案する方法もあるのかと思ひまして、この書き方について、今年再考ができるのであれば、答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 代表監査委員。

○ 代表監査委員 山城清光君 ただいまの質疑にお答えいたします。

監査意見書というのは、だれが読んでもわかるように、平易な言葉でやりなさいという指導も受けております。そういうことで特に指摘事項がないものを変えてまでやるということは大変また厳しい面もありますので、特に法的にあるいはいろんな面で、本当にこれが違反しているという場合は当然、厳しい言葉で言うて出す可能性は十分にあると思いますが、その中であるように、そのように法的に適正に処理されているということがありますので、そこまで厳しくというのは、ちょっと、無理があるんじゃないかという感じであります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで決算審査意見書についての質疑を終わります。

これから認定第1号 平成24年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 決算認定の一般会計の歳入について、1点だけ。歳入の9ページ、全体的には去年と大体同じですが、この歳入の9ページの分担金及び負担金が当初で6,879万9,000円となっておりますが、これは去年もないことなんです、収入未済額が3,500万円となっております。これはどういうあれなのか。説明を求めたいと思います。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時17分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)
- 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑にお答えいたします。

歳入の8ページ、9ページの13款1項の分担金3,500万円の収入未済額。これは明許繰越しております。この3,500万円ですね。内容としましては、現場踏査で見ていただいた畜産担い手育成事業です。あのあぐーとあと畜舎の2つ、その3カ所の分担金でございます。これを平成25年度に繰り越しをしたということでございます。以上です。

- 議長 久田浩也君 11番。
- 11番 東恩納寛政君 再度質疑を行いたいと思います。去年は27万9,000円の分担金が、ちょうど3,500万円となっておりますが、去年と比べて、一昨年のものだと思いますが、ということは、今年度は執行しないで来年度にという意味ですか。その今の3,500万円は。当初予算で3,500万円は分担金として今年あるんですよ。去年はなかったということで、平成25年度ではなくて、これは平成24年度になる。3,500万円は。ちょっともう一度説明を求めます。

- 議長 久田浩也君 経済課長。
- 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。
- 平成24年度決算ですので、平成25年度への繰り越し、この3,500万円ですね。平成25年度本年度に繰り越されております。現場踏査でも見ていただいたように、平成25年度の完成ということですので、平成25年度に繰り越したということでございます。今年度ですね。以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時20分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時21分)
- ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 これで歳入の質疑を終わります。
- 次に、歳出1款から6款までの質疑を行います。
- 質疑はありませんか。11番。
- 11番 東恩納寛政君 歳出が1款から6款であるんですが、特別に10款までのものについて、これは1款もあるんですが、翌年度繰越額が、これは歳出の15ページです。ありますよね。これ1款から8款までになっていますね。今6款までということだったので、6款まででもいいんですが、実際には、最後までありますので、この翌年度繰越額がちょっとその総括で説明を求めたいと思います。

その15ページの翌年度繰越額の総務費の3,211万3,000円から最終的には17ページなんですが、55億2,295万6,000円ということで、去年の3倍ほどの繰り越しになっていますが、これの説明は、1款から6款までの説明で、去年は0なんです。この繰越金がほとんど。0ではないですね、総務だけあって、あとのものはほとんどないんですが、今年は3倍ほどの繰り越しになっています。その総括的な説明を、ちょっと説明不足かな。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時23分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時24分)
- 総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えします。

15ページの翌年度繰越額でございますけれども、これについては6月定例で提案しました平成24年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書にのっている部分でございます。ちなみに、総務管理費につきましては、地域防災計画策定事業、それから戸籍住民登録につきましては、沖縄関係戸籍の電算化事業、民生費、社会福祉費につきましては、介護基盤緊急整備等特別対策事業。

それから6款の農林水産業につきましては、畜産担い手育成総合整備事業、それから同じように農業費、農業基盤整備促進事業ですね。同じく農業費、村づくり交付金事業西部地区。

それから商工費にいきまして、古宇利ふれあい広場、機能強化整備事業、同じく商工費で今帰仁の駅そ〜れ機能強化整備事業、6款までは以上でございます。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時25分)

総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君 答弁漏れがございましたので、10款まで読み上げて説明したいと思います。

8款土木費、道路橋梁費は安心できる暮らしを構築する道路整備事業、それから同じく道路橋梁費、与那嶺諸志線道路改築事業、河川費の今帰仁城跡周辺環境整備事業、それから住宅費ですね。村営仲宗根団地新築事業。保健体育にいきまして、村総合運動公園施設機能強化事業、以上でございます。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時26分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時27分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 特別に繰越し事業が多かったということで理解しています。特に15ページの3款民生費3,000万円、翌年度繰越しと。不用額も764万円ということになっております。これは先ほどの審査意見書の中にもでております。特に今回、前年度比較して減であります、5,000万円余りの繰越し、不用額が出ているということで、その中で民生費のほうですね。民生委員会推薦会議の開催の減。それから介護予防事業の減が主な理由となっております。これは質疑の中でも出てきておりますが、特に民生児童委員の推薦会は、1回か2回しか開いていないと記憶しております。それと介護予防事業の実施回数も減、いわゆる実際には予算を計上したにもかかわらず、使えなかったということもあったと思いますが、この2つが特に監査委員も指摘をしておりますので、もう一度、担当課長のほうで説明を求めたいと思います。

- 議長 久田浩也君 福祉保健課長。
- 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、最初の民生委員の推薦委員会の開催につきましては、昨年7月24日に、平成24年度に1回のみの開催になっております。古宇利地区の民生委員の欠員がありました方の再推薦ということで開催しており

ます。その1回の推薦委員の報償費の減とか、不用額が主な要因です。その件とあとは介護…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時29分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時29分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 介護予防事業の地域支援事業費の不用額の主な要因につきましては、介護予防事業につきましては、二次予防事業、一次予防事業、包括的支援事業、任意事業、その他の事業等々であるんですけども、主な要因としましては一次予防のほうにおきまして、介護予防の普及啓発事業等の事業が講師等の日程が合わないなどの関係で、ちょっと取りやめになったというものもございます。あと包括的支援事業につきましては、あと9月からですか。包括支援センターに採用しました保健師は、職員としてはこの地域支援事業費、適用できないんですけども、臨時嘱託につきましては、この地域支援事業で適用できるということで、その辺のまだ保健師の産休の補充が包括で戻ってはきているんですけども、保健センターの産休の保健師がおりまして、福祉保健課の事業の優先度等を含めまして、保健師で配置している関係上、まだ包括支援センターのほうについては、まだ保健師の欠というのが主な要因になっております。

その人件費と普及啓発事業の関係の事業が計画通り実施できなかったというのが、主な要因になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の説明で理解しております。

決算の認定であるわけですから、これは今からこれからどうのこうのとは言えないんですが、確かに今ありました民生委員の推薦会は、本来なら四、五回あるべきものが1回で終わっているということと。今年の年度に関して言えば、平成25年度は11月に一斉更新がありますので、この間の議会、質疑の中でもありました。あと6名ほどがまだまだ欠員になっていまして、3カ月ぐらいあるんですが、ただ年間の審査会の回数は多分限られているかと思えます。次年度については、その辺のところに影響のないような業務の体制を望んで質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

これで歳出1款から6款までの質疑を終わります。

次に歳出7款から14款までの質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

日程第2、「認定第2号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番。

○ **1 番 與儀常次君** さっきは監査委員がいるときに、ちょっと所見も聞いたかったですけれども、再度質疑いたします。

16ページの当初予算と補正のあり方について、この国保は地方自治体でいつも悩みの種だと思っております。このように繰り上げ充用をしながら国保会計を進めていった場合、財政にもお聞きしますので、監査委員がいませんので、いつごろまでできるかですね。そのままの状況で保険料を上げないで。本当は保険料を上げないでできたら、一番いいことですけれども、私はそれではいけないと思っております。次の世代に借金を残しながら繰り上げ充用をしていくのはベターな行政だと思っておりますので、いつまでその状況で続いて、いつごろ保険料について検討をするのか。さった三、四年前にも、保険料改定の提案がありまして、議会では否決されましたけれども、いつまでもそのままでは後輩に借金を残す今帰仁村ではだめだと思っておりますので、村長と財政に答弁を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質疑に、お答えをしたいと思います。

健康保険税の状況は非常に厳しいものがございます。その中で、繰り上げ充用で2億5,000万円があつて、累積赤字があるわけでありまして。その中で、やはり村としては、一番大事なのは健康づくりをすることが、もっとも重要であります。それと収納率の向上、その健康づくりの中で、特に特定健診率を上げるとか、また村民に健康づくりの啓蒙をしていくということが最も大事だと思っております。その中で今、福祉保健課の中で、各区長との連携の中で、役場の玄関にも各区長の写真入りで特定健診を受けようというピーアールもしている状況であります。その中で、そういうふうな取り組みをする中で、保険税を引き上げないでできるかという、なかなか難しい状況があると思っております。その中で與儀議員からの提案、国保税の引き上げについて、どう思うかということですが、村民の理解、そして議会の理解もないとできませんので、先ほど申し上げました村としてやるべきことをしっかりやる中で、不足分については、今のままいくと大変な状況、将来に残していきますので、時期を見て保険税の引き上げについては提案をしていきたいと思っております。詳しくは、福祉保健課長から答弁をさせたいと思います。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず当初予算額より補正額が多いという状況につきましては、国保の医療費につきましては、診療それから病院等の支払い、それから療養費、そういった支払請求が来た場合には、滞りなく支払う責任がございますので、ある程度の予算を確保して、支払いの義務を果たすと。現金が不足の場合につきましては、一時借入とか、国保連合会などからの一時借入れ等々をして、どうしても支払いははたさなければならぬ事情がございますので、医療費が多くなっている現状の中では、しばらくは当初予算額より補正額が多くなるのは、否めない状況なのかなと考えております。赤字解消策につきましては、先ほど村長が答弁にもありましたけれども、もう少し補正しますと5月の繰上充用、補正のときにも1番議員のほうから指摘ございましたとおり、国保の現状、制度などを住民に周知するように今、部落懇談会等の準備を進めている状況であります。

その中で、国保の現状を村民に理解していただきながら、国保の値上げについて、どの程度まで可能なのかという話を、中で考えていきたいと思ひます。今現状は、平成24年今帰仁村歳入歳出決算審査意見書の中の12ページでございますとおり、国保の一人当たりの税負担額が5万1,361円になっています。これは所得ある方々を含めて、平均一人当たり、赤ちゃんから74歳までの方々の一人当たりの負担額が5万1,000円ということでありますので、その負担額は今村民に理解してもらえるかどうかを含めて考えていきたいと思ひます。

あとは一人当たり医療費が、国保の一般のほうにつきましては、総医療費、入院外来を含めても23万1,000円、年間ですね。あと前期65歳～74歳の方々が66万3,000円となっております。その中でこの歳入のほうでも前期高齢者の医療費等は前々年度をもとに国からの交付金が入ります。医療費が安くなれば、2カ年後には、国の交付金は少なく入ってくるという仕組みになっておりますので、その辺の歳入歳出のバランス等もいろいろと考えながら、基本的にいえば、村民の健康づくり、特に高齢にいくにしたがって、何らかの病気にかかることもありますので、若い人たちはまだ受診率も低いですので、区長とも連携をとりながら、早いうちで健診を受け、重症化しないように取り組みをしっかりとやっていきたいと思ひしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 答弁ですね。大体理解できました。今年から県でもそういう対策でということで、長寿日本一ということで掲げておりますので、村でもそういう形でできたらと思ひています。これまでの住民課の保険の勉強会では、今帰仁村は若いメンバーが健診をしなくて、一気に重症で入院するのが多いということで、一気に金がかかるメンバーが多くなっているということで報告がありましたので、ぜひさっき課長が答弁したとおり、各字々回って、国保の現状も説明する義務もあると思ひます。収納率上げるのもこれプラスアルファで、今の現状を皆さんとともに協議しながら、啓蒙活動もしながら村民ともに同じ認識でやっていかなければ、私はこの保険料の云々も絶対納得しないと思ひていますので、国保の今の現状を説明しながら、上げなければ、国保が破綻をして、今我々大人がやるべきことをしていかなければ、次の世代に借金を残しながら健康を守っていくしかできないということ、ぜひ住民みんなでもなって、考えなければ、保険料の値上げとは絶対話にならないと思ひしておりますので、住民が理解できるような、今の現状を報告しながらやっていけば、納得をしてそうしていかなければ、子や孫に借金を残しながら、大人が責任を果たさないで、ずるずる借金を上乘せするみたいに、次に世代に残すような形の状況にくると思ひますので、今の現状ですね。国保の破綻しない前にしかできません。破綻して後からは一気に値上げすることはできませんので、破綻しない前に説明をしながら、我々みんな協議しながらやっていけば、保険料の値上げについては理解できると思ひますので、今後そういう活動を進めながらやってもらいたいと思ひますので、これをすぐできるものからでいいと思ひます。

議会も年に一、二回は、前やったみたいに、福祉保健課の説明会も入れてもらいたいです。それとともに住民にも納得できるように地域懇談会も行っていかなければ、絶対国保の値上げはできないと思ひますので、それについて、最後答弁を求めます。村長もお願いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質疑に、お答えをしたいと思います。

この医療費の抑制であります、これはもう自分の健康は自分で守るのが基本であります、なかなかそういうわけにはいかないという中で、福祉保健課を中心に健康づくりを今、やっているところがあります。そういう意味ではやはり村民を挙げて、健康づくりと。そして県も長寿日本一を目指して、状況が悪い状況の中で、県も県を挙げてやっていくということでもありますので、村としても県と連携をしながら、しっかりと健康づくりをしていきたい。そのように思っております。その中で、やはり医療費、使っているからこれだけかかっているわけです。そういう意味では、医療費の抑制をどうするかというのは健康づくりではありますが、今の状況をやはり村民に知らせることが最も大事だと思っております。

先ほど福祉保健課長からもありましたように、字での説明会を計画しておりますので、区長との連携を図りながら、村民にしっかりと今の状況をお知らせしていく中で、やはり「ドゥーナの健康は、ドゥーナち守らなければデージスッサーヤー」という状況をつくっていききたいと思っております。担当課長から補足の説明をさせたいと思います。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

大筋につきましては、村長の答弁のとおり、しっかりとやっていきたいと思っております。補足としまして今、福祉保健課で取り組んでいる事業としましては、個人個人が自分の体を理解して、食べ物がどう体の構成に合わせてどういうふうに変わっていくかというものを、しっかりと個人個人に理解してもらって、自分の健康づくり、ひいては家族の健康づくり、地域の健康づくり含めてできるような仕組みを今つくっていくための事業を今、一括交付金も活用しながら健康長寿、滞在型プロジェクトの完成に向けて、一生懸命頑張りがちながらまた地域のこの浸透につけてもしっかりやっていきたいと考えております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** ほかに質疑ありませんか。11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 平成24年度国民健康保険特別会計、歳出についてを質疑をしたいと思います。9ページから11ページの中で、不用額というのがあります。ほとんどの款にあって、合計が9,380万8,068円ですね。平成23年度に比べると約3倍ということで、先ほど来、質疑もありましたけれども、1億6,000万円ほどの赤字から今年は2億5,000万円と約1億円近くの累積が続いておりますが、この不用額がその赤字のひとつの原因でもあるのかなと思うんですが、これについての説明を求めたいと思います。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまのご質疑にお答えします。

8ページ、9ページの不用額の件についてでございますけれども、その不用額の主なものにつきましては、保険給付費ですね。それは医療費の支払いに使うような予定の予算でございます。先ほど1番議員の答弁にもしましたとおり、医療費を支払うための年間の医療費を見積もりを過去の医療費の平成24年度の予算につきましては、平成23年度、平成22年度、平成21年度の総医療費について、平均を出して、その平均を12掛けをしまして、予算の組み立てをしていきます。その中には今年の上半期の状況、いろいろな伸びの状況等を勘案しながら、補正を組んだりしてやっていきます。要するに医療費の支払いが滞らないよ

うに、歳出の予算を確保するための予算でありますので、そういったこの不用額、中身につきましては、医療費が予定より減ったというふうにご理解していただければよろしいかと思えます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑をしたいと思います。

全体に平成24年度の歳入歳出決算と平成23年度を見たところで、収入も支出もふえているんですね。にもかかわらず赤字額が約1億円近くと。この不用額が6,000万円ほどふえているわけですが、これの今の再度精査ということもあると思うんですが、この辺が少し、今年は特に大きいのではないかと。このままでいけば毎年1億円近くが累積となって、他会計からの繰り入れのほうになるということ、もはやこれだけが足を引っ張っているということになると思うんです。先ほど来、審査講評の中でもありましたけれども、特に今回は連結赤字、連結決算でいえばまさしく赤字ということであるんですが、一番大きな要因がこの国保会計なんです。水道も今回あるんですが、このままでは歯止めがきかなくなると思うんです。先ほど来の質疑の中にもあるんですが、それを止める手立てというのが、いわゆるこの辺の不用額にもあるかと思うんですが、再度答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

赤字の要因につきましては、赤字の計算と申しますか、収入済額と支出済額の差し引きで赤字かどうかは判断しますので、その不用額につきましては、直接赤字との関連はないように考えます。ただ不用額の要因につきましては、医療費の見積もり、支払い見積もり、予定して100万円を医療費として今年度3月31日までの病院に行く方々の診療請求を受けた場合に、払わなければならないと。しかし、実績では50万円切ったとしたときに50万円が不用額として残るような形になっております。歳入につきましては、徴収のほうで6,400万円、収入未済額があるというのが、赤字の要因になっているところでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ひとつの方法だと思うんですが、今の赤字の止める手立てと申しますか。毎年、もうやがて始まっていると思いますが、11月、10月ごろに住民健診があると思います。その住民健診の中でも特定健診というのが40歳以上はありまして、どこの医療機関でもそれを受ければいわゆる住民健診の参加率がカウントされるというのが今あると思います。その中で、私も実際に該当するのかなと思いますが、その特定健診を受ける診療所、これは今帰仁であれば今帰仁診療所もありますし、名護であれば医師会とかクリニックとか、一覧を見たんですが、一番大きいはずの県立北部病院が該当していないですね。見てみたら、そこのほうに定期的にかかりつけになっている、いわゆる今帰仁村民がいて、その特定健診を向こうで受けていることであれば、本来ならばカウントされるんですが、向こうは特定健診はできないんですね。その県立北部病院は。どういうことかなということで、この今帰仁村保健センターにも確認をしたんですが、どういうわけか県立病院だからできないということではあるんですが、各地区で今問題になっているということで、それぞれ要請をしていると。それをやるだけでも住民健診の特定受診率に係るその交付金のペナルティがありますね。その計算はカウントされない分、今帰仁村は非常に不利になっている

と思います。小さな努力だとは思いますが、こういうところもいわゆる赤字解消に結びつくひとつの手だと思うんです。その点については、担当課もいろいろやっているとは聞いていますが、その福祉保健課長としては、そういった点の問題点に一応、議論をしたことがあるかどうかですね。県立北部病院だけが該当しないんです。月々定期的に血压とか、いろんな検診に行くんですね。行っている村民の中では、病院に行っているの、私は家でやっている、公民館でやっている住民健診はいいだろうということで、自分なりに合点しているんですが、実際には、県立北部病院以外ならオーケーなんです。県立北部病院のものは点数されないのです。だからそれだけでも今帰仁村の国保会計にかなり影響していると思います。この件について、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)
福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

健診機関につきましては、国保連合会に参加の一括契約、保険者協議会ですね、社会保険、組合保険、国民健康保険、共済組合含めて、保険者協議会といいますけれども、沖縄県の医療保険のすべてが国保連合会で一括での契約になっています。そういう関係で個別の診療所なり、私の医院なり、受けるかどうかにつきましては、国保連合会のほうで健診、受託機関として受けますかという形で、県立北部病院のほうについても、呼びかけは健診委託機関としてお願いはしているところがございますけれども、現在のところやっていないという状況ではあります。一括契約という状況で今、そういった事態になっております。あとは受診率のペナルティというものは、少しなくなりまして、受ければ受けるほど、インセンティブと申しますか、努力したということで配慮の傾向がありますので、より一層の受診率を高める、また健診を受けるばかりではなくて、また保健指導を受けるというのにもカウントされますので、その両方で、国の定めた基準以上になると、インセンティブが多く、調整交付金なりが、特別調整交付金が入る仕組みになっておりますので、その辺を一生懸命頑張っ、国保の健全運営に努力していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時56分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時09分)

日程第3.「認定第3号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 平成24年度水道事業特別会計歳入決算書、歳入の3ページですね。先ほど監査委員の審査講評の中にもありましたけれども、この中に国庫補助金の収入済額3億9,800万円、収入未済

額2億6,800万円ですね。ということと、全体の今回の水道会計の925万5,331円、これの説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

決算書の3ページのほうに、収入済額3億9,800万円が、平成24年度の金額になっております。平成23年度は4億3,762万9,000円で、前年に比べて3,962万9,000円の国庫補助金の減にはなっておりますが、明許繰越で2億6,800万円は繰越ししておりますので、これは平成25年度に執行する予定になっております。実質は、平成24年度の予算としては増というものであります。

それと水道の会計のほうで、今、減の925万5,331円の赤字になっておりますが、これについては、今、水道の事業で天底地区簡易水道事業と、諸志地区簡易水道事業、平成24年度も行っていますが、その配水管の布設の箇所が集落内のところがほとんど工事の箇所になっていて、本管をつなぐときに、各家庭への給水管の接続もまた工事の一環として必要になってきますので、今回この給水管については、補助対象外で村の単独の予算として処理しております。

この給水管の引き込みについては、平成23年度が金額で344万3,000円ほどの金額だったんですが、平成24年度に1,266万7,000円の金額がかなり増になって、その分のもので、今回赤字の決算になっております。

それと公債費の増になっております。平成23年度は6,199万1,245円でしたが、平成24年度は6,641万1,110円、この公債費の増も441万9,865円となっております。これについては、平成14年度から天底地区のほうで、配水管布設整備や、ポンプ場等の施設整備の事業が開始されておりますが、平成19年度より諸志地区の配水管布設工事とか、浄水場の整備が追加されてきております。この償還については、5年据え置き25年の償還のため、毎年公債費は増加していく見込みであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の説明で理解しています。

今まで赤字でなかった水道会計がしばらくは続くというふうに理解してよろしいですかね。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 今後、今は諸志地区の簡易水道、天底地区の簡易水道は事業実施していますが、今年度からはまた湧川地区の配水管の布設工事等の事業が出てきますので、こういった面で事業費がまたかなり増額になってきますので、そういったものの、先ほどの給水管の引き込みの件もまたふえてきますので、そういった面でこの整備が終わる段階までは、若干赤字の傾向になっていくと考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありますか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時15分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 水道会計の件でお伺いします。

収入未済額の件についてなんですけれども、本管は今、村がやっているけれども、新築の家は本管から

枝引っ張ってきますよね。あれ個人でやっているんじゃないですか。役場がやっているのではなくて、個人でやっているんです。メーターまでですね。この件について伺います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時16分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

新築の家について、給水管を引き込む場合は、この引き込む方の申請が必要になりますので、村のほうに申請してもらって、それから個人で本管から家庭内の給水管のほうの接続をしていくということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 それではちょっとはこのあれから引けるわけですよね。新築のお家はほとんど自腹で今、本管から引っ張っていますから、そうでしょう。その分はどういう具合になっていますか、お伺いします。これに入っているのか、入っていないのか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えいたします。

これは新築する場合に、水道の引き込みについて申請が必要になりますので、この申請するとき、村のほうでこの設計料とか、引き込みの手数料のものとしては、収入として入ってきます。それで予算計上されています。

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

日程第4.「認定第4号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時19分)

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

(散会時刻 午前11時19分)